

## 令和5年度宮城県サービス管理責任者等実践研修 募集要綱

- 平成31年4月から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）になるためには、サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」という。）及びサービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）の両方を修了することが必要となりました。
- 実践研修の受講には、原則として、基礎研修の修了日以後、2年以上の相談支援の業務又は直接支援の業務の実務経験が必要です。

### 1 研修目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

宮城県・社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

※ 本研修は宮城県からの委託により実施しています。

### 3 日程・受講形態等

日 程	第1回	令和5年9月12日（火）、13日（水）※令和2年度基礎研修修了者対象※
	第2回	①令和5年10月10日（火）、11日（水） ②令和5年10月12日（木）、13日（金）
受講定員	合計250名程度	
受講形態	オンライン配信型研修（Zoom ミーティング）	

（留意事項）

- 全日程オンラインでの研修となります。
- 受講時に使用できる情報通信端末はパソコンのみとします。パソコン以外の情報通信端末（スマートフォン、タブレット等）では Zoom ミーティングでの電子データの送受信に対応できないため、研修に参加できません。
- 例年、通信不良を原因として研修中に接続が途切れる方が多数見受けられ、研修の進行にも支障をきたす場合があります。受講環境、通信容量等の通信環境については、受講者及び法人・事業所の責任において御確認の上、御準備をお願いします。
- オンラインによる受講方法の詳細は受講決定者に通知します。
- 研修内容は各日程で同一です。
- 受講決定後に受講日程の変更はできません。
- 受講決定者を対象に、事前に Zoom ミーティングの接続テストを行います。日程等の詳細については受講決定通知後にお知らせします。

#### 4 受講対象

令和元年度以降に基礎研修を修了した者であって、基礎研修修了日から実践研修受講日前までの間に相談支援の業務又は直接支援の業務の実務経験が2年以上あり、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所支援施設において、サービス管理責任者等の業務に従事している者又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者。

- イ 申込時点で所属している法人又は事業所等から本研修の受講について推薦を受けている。
  - ロ 受講申込時点でいずれの事業所等にも所属していないが、住所地が宮城県内である者。
  - ハ その他宮城県が必要と認める者。
- (優先順位はイが一番高く、ロが次に高くなります)

※令和5年6月30日付けこ支障第34号 障発0630 第7号に基づき、基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等として配置に必要な実務経験を満たしていた者で、以下のいずれかの業務に従事している場合は、実践研修の受講に必要な実務経験は6か月以上とします。

- ① サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。
- ② やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、実務経験者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。
- ③ 令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となっており、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。

※ただし、上記①から③の業務に従事している（していた）場合でも、その業務に従事することについて、指定権者に届出を行っていることが必要です。

また、①から③の従事期間が6か月に満たない場合は、実践研修の受講要件を満たしませんので、御注意ください。

※【日程－第1回】は、令和2年度基礎研修修了者を対象としています。

申込期限（事前登録期限含む）が【日程－第2回】と異なりますので、この募集要綱をよく御確認ください。

(留意事項)

- ・宮城県においては、平成30年度以前の旧サービス管理責任者等研修の修了者のうち、令和5年度までの宮城県サービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者で、サービス管理責任者等の配置が必要な事業所等に所属している場合、本研修の受講可否を総合的に判断します。該当する方は、本研修に限り、個別に対応しますので、宮城県社会福祉協議会（11問合せ先）まで事前にお問い合わせください。
- ・「4 受講対象」内という「事業所等」は宮城県内に所在するものに限り、宮城県外に所在する事業所（宮城県内に開設予定含む）の従事者及び従事予定者は対象外です。

## 5 受講申込

宮城県社会福祉協議会ホームページでの事前登録と申込書類の郵送どちらも必要です。

### (1) 事前登録申込方法

※事前登録期限 【日程一第1回】令和5年8月2日（水）まで

【日程一第2回】令和5年8月24日（木）まで

- ① 宮城県社会福祉協議会ホームページ > 学びたい > 研修情報 > 研修受付システム > 研修会申込はこちら > 受付システム (<https://www.ckip.jp/guide/miyagi-sfk-public/>)
  - ② 御使用のメールアドレスを入力し、「申し込み開始」ボタンを押してください。入力したメールアドレス宛に、申込用のURLが記載されたメールが届きます。
  - ③ メールに記載されているURLにアクセスし、「【日程一第1回】令和5年度宮城県サービス管理責任者等実践研修 事前登録フォーム※令和2年度基礎研修修了者用」又は「【日程一第2回】令和5年度宮城県サービス管理責任者等実践研修 事前登録フォーム」を選択します。
  - ④ 画面の案内に沿って、必要事項を入力します。
  - ⑤ 必要事項入力後、「個人情報保護方針について同意します」にチェックを入れ、「確認画面へ」をクリックすると確認画面が表示されます。
  - ⑥ 修正が無ければ「登録」をクリックします。次画面で表示された「書類を確認」をクリックし、「事前登録申込内容確認票」をダウンロードし印刷してください。
- ※ 「登録」をクリックした時点で、初めに入力したアドレス宛に自動的に登録完了メールが送信されます。登録完了メールの本文中に記載されたURLにアクセスすることで、登録内容の確認・変更が可能です。
- ※ **事前登録が完了しただけでは受講申込は完了しませんので、御注意ください。**  
**必ず(2)申込書類（3～5ページ）を参考に書類を揃えて簡易書留で郵送してください。**

### (2) 申込書類

No.	提出書類	留意点	必須	該当者
1	基礎研修の修了証書の写し	平成31年度以降の基礎研修修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。	○	
2	返信用封筒 2枚 (角形2号 140円切手貼付)	<u>受講可否通知書</u> 及び <u>修了証書</u> の送付に使用しますので、 <b>必ず2枚</b> 提出してください。 ※最終ページを参考に作成してください。	○	
3	事前登録申込内容確認票	(1) 事前登録申込方法に従い、事前登録が完了すると、ダウンロードして印刷できます。	○	
4	住民票抄本(原本)	いずれの事業所等にも所属しておらず、住所地が宮城県内である方のみ、住所地証明として必要です。		○

5	戸籍抄本(原本)	受講申込書や実務経験証明書と、修了証書等に記載の氏名が異なる場合、確認用として添付が必要です。		○
6	採用内定通知書等の写し(任意様式)	推薦を受ける事業所等に、申込時点では所属していないが、既に採用が決定している方のみ必要です。 代表者職・氏名、事業所印、内定者名、雇用開始日、従事内容等が記載されているものを提出してください。		○
7	受講申込書(推薦書)(様式1又は2) ※該当のいずれかの様式で提出。以下の様式も同様。	【様式1】サービス管理責任者実践研修用 【様式2】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※本会ホームページから、ダウンロードして御使用ください。以下同様。	○	2年以上の実務経験 で 申込む 場合の 一式
	実務経験証明書(様式3又は4)	【様式3】サービス管理責任者実践研修用 【様式4】児童発達支援管理責任者実践研修用		
8	受講申込書(推薦書)(様式5又は6) ※該当のいずれかの様式で提出。以下の様式も同様。	【様式5】サービス管理責任者実践研修用 【様式6】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※本会ホームページから、ダウンロードして御使用ください。以下同様。	○	実務経験6か月短縮で 申込む 場合の 一式
	実務経験証明書(様式7又は8) 基礎研修受講開始前まで	【様式7】サービス管理責任者実践研修用 【様式8】児童発達支援管理責任者実践研修用		
	実務経験証明書(様式9又は10) 基礎研修修了後	【様式9】サービス管理責任者実践研修用 【様式10】児童発達支援管理責任者実践研修用		
	指定権者(宮城県又は仙台市)へ提出した届出の写し	様式9又は10に係る業務に従事することについて、指定権者に提出した届出(変更届出書等)の写し。		
	資格証明書等の写し	様式7又は8において、資格等が関係する場合は資格等の写しを提出してください。		○

※No. 7については、実務経験2年以上の証明で申し込む場合に提出する様式です。

No. 8については、実務経験6か月短縮で申し込む場合に提出する様式です。

御記入の際は、No. 7かNo. 8のどちらが必要か、御自身の該当するものを十分御確認ください。

### (3) 申込期限

(1) 事前登録申込方法と(2) 申込書類を参考に、**郵送(簡易書留)**で申し込んでください。

**【日程-第1回】令和5年8月3日(木) 消印有効・簡易書留 (持ち込み不可)**

**【日程-第2回】令和5年8月25日(金) 消印有効・簡易書留 (持ち込み不可)**

### (4) 申込先

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目1-6 宮城県本町第3分庁舎2階  
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 人材育成部研修課 宛

「サービス管理責任者等実践研修申込書在中」と朱書きしてください。

※申込書類送付用封筒の作成については6ページを参考にしてください。

(5) 注意事項

- イ 申込者1名につき1部ずつ書類を提出ください。
  - ロ 同一事業所から複数の受講希望者がいる場合、必要書類をまとめて封入し、お申込みいただけます。その際は「受講希望者名」、「合計人数」、「事業所内の優先順位」を記載した任意の添書を同封してください。
  - ハ 提出いただいた書類は、写しも含め、いかなる場合も返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
  - ニ 受講申込の取り下げ、受講決定後に受講を辞退する場合は速やかに本会へ御連絡ください。
  - ホ 次の場合、受講申込みは受け付けできませんので、あらかじめ記載内容、添付書類等が揃っているかを十分に確認の上、申込みしてください。
    - ・申込期限後に申込みがあった場合
    - ・簡易書留以外の方法（普通郵便、持参等）で提出があった場合
    - ・申込内容に不備（書類の不足、記載漏れ、記載誤り等）があった場合
    - ・申込内容に虚偽があった場合（今後、同法人・事業所からの受講申込みは受けません。）
- ※なお、申込受付後に、書類の不備や申込内容の虚偽が判明した場合は、研修受講後であっても受付を取り消しますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 受講料

15,000円 ※納入方法や払込期限につきましては、受講決定者に詳細を通知します。

## 7 受講決定

(1) 受講決定について

募集定員を超過した場合は、「4 受講対象」で示した優先順位、サービス管理責任者等としての従事状況、同一事業所内での優先順位等を参考に、受講の可否を決定します。

(2) 受講可否通知書の送付について

受講可否の通知については、申込時に送付された「返信用封筒」で、【日程－第1回】**令和5年8月中旬**、【日程－第2回】**令和5年9月中旬**に普通郵便で発送いたします。

あわせて、事前課題等についての文書も同封いたします。ただし、選考状況等により、遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

(留意事項)

\* 【日程－第1回】令和5年8月23日（水）、【日程－第2回】令和5年9月21日（木）を過ぎても通知が届かない場合は、本会へ御連絡ください。郵便事情等により、到着まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

## 8 修了認定

本研修はオンライン配信型研修のため、研修最終日に修了証書の発行・交付は行いません。全ての研修課程を修了し、研修終了後に課す事後課題を提出いただいた方に、「サービス管理責任者実践研修」又は「児童発達支援管理責任者実践研修」の修了証書を交付いたします。

講義や演習中、主催者側モニターで出席確認及び受講状況の確認を行います。ログイン状態のまま、受講の様子が視認できた上で出席とみなします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、研修修了者とはなりません。

- (1) 休憩時間以外の離席等により受講の確認が取れない場合や居眠り、講師等の指示に応じない、その他受講者への迷惑行為が認められた場合。
- (2) 事前・事後課題の提出が無い、空欄が多い等の不備又は他者転用等不正が認められた場合。
- (3) 研修後、提出された申込書に虚偽の申告が認められた場合や悪質な状態と判断された場合。

(留意事項)

- ・本研修の修了証書は、研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありません。
- ・修了証書発行後に申込書類の不備や虚偽の申告が判明した場合は、修了証書を返却していただき、研修の修了を取り消させていただきます。
- ・修了証書の再交付は行いません。紛失や受講申込書の記載誤りに御注意ください。
- ・修了証書は受講申込時に送付された「返信用封筒」により、原則、普通郵便で送付しますが、簡易書留分の料金を追加した返信用封筒を同封いただいた方については、簡易書留で送付します。

## 9 個人情報の取り扱いについて

- (1) 受講申込時、受講申込書等に記載及び提出いただいた個人情報等については、宮城県社会福祉協議会の「個人情報保護に関する規程」に基づき、本研修業務の実施及び修了者名簿の管理業務以外で使用することはありません。
- (2) 申込内容について宮城県や仙台市に確認する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 10 その他

自然災害や感染症等の影響により、研修を変更・延期又中止する場合の他、研修に関することは、宮城県社会福祉協議会のホームページ (<http://www.miyagi-sfk.net/>) でお知らせいたします。個別通知は行いませんので、宮城県社会福祉協議会ホームページにて随時、研修情報を御確認ください。

## 1.1 問合せ先 ※研修に関すること

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（土日祝を除く午前9時～午後5時）

人材育成部研修課

電話番号 022-225-8479 ホームページ <http://www.miyagi-sfk.net/>

### ※ 事業所指定、人員配置に関すること

#### (1) 仙台市内の事業所

仙台市健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス指導課

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shiteshinse.html>（障害者総合支援法に基づくサービス）

<http://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/shogaiji.html>（児童福祉法に基づくサービス）

#### (2) 仙台市外の事業所

宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班 又は 各保健福祉事務所・地域事務所

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/tebiki.html>

※ 事業所の所在地及び種別によってお問合せ先が異なります。ホームページの「各種届出に関する手引き」を御確認ください。

【参考】「受講申込書類郵送用封筒」及び「返信用封筒」の記入例と注意事項

受講申込書類郵送用封筒 記入例

重量により、郵便料金が異なります。**料金不足の場合、受け取りができず、返送することになります**ので、郵送前に必ずご確認ください。

同一事業所(法人)で複数名を**まとめて**申込む場合は、必ず**合計人数を明記**してください。

必ず**簡易書留**で郵送してください。簡易書留以外で郵送された場合は、再度提出いただきます。

切手 簡易書留 〒980-0014

仙台市青葉区本町3丁目1の6  
宮城県本町第三分庁舎2階  
社会福祉法人  
宮城県社会福祉協議会  
人材育成部 研修課 宛

サービス管理責任者等実践研修  
○人分 申込書 在中

※朱書き

〒0000-0000  
所属事業所住所  
事業所名  
受講希望者様 氏名

《角形2号封筒 表面(例)》

《角形2号封筒 裏面(例)》

返信用封筒 記入例

140円 切手※

〒0000-0000

事業所住所  
事業所名  
所属長名(様)  
【受講希望者名(様)】

サービス管理責任者等実践研修  
書類在中

《角形2号封筒 表面(例)》

《返信用封筒について》

- \*角形2号封筒(240×332mm)。
- \*140円切手を貼り付けてください。
- \*受講希望者1人につき、**2枚必要**です。  
⇒複数名分をまとめてお申込みされる場合は、人数×2枚の返信用封筒を作成してください。
- 【例】3名申し込む場合  
⇒3名×2枚=**6枚**
- \*横二つ折りにして封入してください。  
(外袋開封時の破れ防止のため。)

※返信用封筒は、「受講可否通知書」及び「修了証書」の送付に使用します。原則、普通郵便で送付しますが、送達過程を確認できる「簡易書留」を希望する場合は、簡易書留分の料金(320円)を追加し、合計460円分の切手を貼付してください。(任意)